

# 社会福祉法人浄勝会

## 役員費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人浄勝会（以下「法人」という。）の役員の実費の弁償に関する事項を定める。

(役員等)

第2条 前項に規定する役員とは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 定款第16条に規定する理事・監事

(業務の種類)

第3条 費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

(1) 役員（理事・監事）の理事会の出席

(2) 監事の業務監査

(3) その他法人が必要と認めた業務

(報酬)

第4条 法人の役員等に対して報酬は支給しない。

2 前条の(1)から(3)の業務に出席したときは、その費用の弁償として次の表の定める額を支給できるものとする。

区分	一日あたりの額
所在地が出雲崎町内にある者	2,000円
その他の者	2,000円

2 費用弁償として「社会福祉法人浄勝会 旅費規程」を準用し、施設長の旅費に相当する額の旅費を支給する。旅費は原則として役員の実費の所在地を起点として計算する。

但し、施設職員が代理で法人業務のために旅行する場合は、当該施設を起点として、「社会福祉法人浄勝会 旅費規程」に準じた額の旅費を支給する。

(適用除外)

第5条 施設職員であって法人役員を兼務するものについては、第3条の業務の場合はこの規定は適用しない。この場合やむを得ず当該業務を施設外で行う場合は、その限りではない。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の議決を得て改正する。

(附則)

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

社会福祉法人浄勝会  
評議員費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は社会福祉法人浄勝会（以下「法人」という。）の評議員の費用の弁償に関する事項を定める。

(費用弁償)

第2条 評議員が評議員会、その他法人が必要とした会議に出席するときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は次の通りにする。

(1) 評議員会および、その他法人が必要と定めた会議

1日 2000円

(2) 但し、往復の交通費が1000円を超える場合は実費を弁償する。

3 監事が評議員会に出席するときは、交通費相当の費用を弁償する。

(1) 1日 2000円

(2) 但し、往復の交通費が1000円を超える場合は実費を弁償する。

4 職員理事が当該の会議に出席する場合は支給しない。

(改 正)

第3条 この規程の改正は、理事会の議決を得て改正する。

(附 則)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。